# 第二十二十八(原序号) 副子府町議会 平成30年 1

# 「議会報告会・議会改革シンポジウム」を開催しました

町議会の議会報告会・議会改革シンポジウム「町民が参画する議会とまちづくり」を 11月19日、町公民館講堂で開催、町外も含め約80名の方が参加されました。

議会活動などを町民の皆さんにご報告し、議会へのご意見等をお伺いする場として毎年開催していますが、今年度はこれまでの議会改革の取り組みをさらに進めるための議会基本条例の制定をめざしており、条例制定作業の経過やまちづくりへの町民の方の意見を聴く場としてシンポジウムも併せて開催しました。

議会報告およびシンポジウムの様子の一部を紹介します。

## 議会報告

# 議会活性化特別委員会委員長 西山 由美子(副議長)

私たちは、平成25年度から町民に向けての議会報告会や意見交換会を毎年開催してきました。今年度は「町民と議会の関係」を自分たちの話し合いでルール化していく議会基本条例の制定に向け、そこに至るまでの経過や条例の必要性などについて報告します。

平成27年の町議選で、10人の議員の うち5人が入れ替わった中で、議会活性化 特別委員会が設置されましたが、これまで の議会活動の中で議員同士が自由に意見を 出し合う場があまりにも少ないという反省 が出されました。

今後、最低月1回以上は「自由討議の場」 として委員会を開くことを全員一致で決め、 さらに他町村への視察研修の充実、その際 の事前研修、事後研修、議長への報告書提 出も決め、継続・定着させています。

もう一点、議論して決めたことは、議員 が長期欠席した場合の報酬の取り扱いに関 する条例の制定です。管内15町村のうち 7番目として平成28年の9月議会に提案 し、10月1日に施行されました。少しずつですが、改革は前に進んでいます。

議会基本条例については、平成28年の 春に制定の意見が出されましたが、半信半 疑の議員も多く、部会をつくって集中議論 をしながら、活性化委員会でもさらに議論 することを決め、まず6人による基本条例 研究部会を4月に立ち上げ、今年11月に 素案が固まるまで16回の会議を開きまし た。

議論の過程で、町民は議会をどう見ているのだろう、議員に対する評価は、など町民アンケートの必要性が出され、「現在の議会に対する町民の声、また今後の議会に臨むこと」などを調査目的とし、平成28年11月に実施しました。町内全世帯に配布し、回収率は24%強、478件の回答をいただきました。

議会への関心があり、議会の日頃の活動 状況を知りたい方が、非常に多かったです。 また「わかりやすい情報の提供」や「議会・ 議員の資質向上」を求めていることもわか り、基本条例制定の目的や必要性が見えて きました。

この1年半、議会改革の先進地を積極的

に訪問し研修しました。平成28年度は道内2町、道外3町、平成29年度は道内3町を公費や自分たちで積み立てた研修費で訪問しました。それぞれの先進地で基本条例のあり方、生かし方を学びました。大切なことは、①背伸びをせず自分たちの町に合った条例をつくること②町民と向き合い、将来的に見直しをしながらより良い条例に育てていくことでした。

そして勢籏氏、吉田氏による研修を受けたことで「条例はゴールではなく、議会改革のスタート」だということを再認識し、条例の前文や条文の確認にも10人全員で真剣に取り組み、素案ができました。

これからは、条例の前文に定めた目的で ある

- 1. 町民と向き合い信頼される議会
- 2. 町民が参画する議会
- 3. 町民福祉の向上を目指す議会
- 豊かで持続可能なまちづくりを 目指す議会

この4本を柱として、町民の皆さんにとってもっと身近で開かれた議会になるよう、この条例を土台とした議会活動を行っていきたいと思っています。

現在に至るまでに、勢籏氏、吉田氏はじめ多くの方のご尽力をいただきました。心から感謝申し上げます。

最後に町民の皆さんにお願いがあります。 この条例の素案を基に、来月パブリックコ メントを実施します。パブリックコメント とは、ホームページや公共施設などで、素 案を公表し、広く町民の方の意見を求める ことです。

そうして、もう一度練り直して条例が完成し、来年の3月議会に提案し、可決されますと平成30年からは、私たちの条例に沿った議会活動がスタートします。

皆さんに条例を公開したその後からは、 町民の皆さんが議会のチェック役です。ど うぞ、お手やわらかに、よろしくお願いします。

これまでの議会基本条例議論の経過などについての報告を終わります。

#### 一服タイム

「くんねっぷの残したいもの」

※西山委員長の議会報告から続き

西山 ここでお手元にあるスケジュールの中の「一服タイム」に入ります。お茶菓子は、先ほど紹介しました勢籏氏と吉田氏が町民の皆さんへとお土産を持ってきてくださいました。お茶を飲みながら、お菓子を食べながら20分間で今日のテーマであります「くんねっぷの残したいもの」について雑談を交えてお考え願えればと思います。

―10テーブルで20分間話し合い、出された「残したいもの」は、約20件。内容は、シンポジウムの欄で勢籏氏が述べていますので、ご覧ください―



#### 基調講演

「町民が参画する議会とまちづくり」 元衆議院法制局参事・著述業 吉田 利宏氏

この度は、訓子府にお呼びいただきまして誠にありがとうございます。今は東京の郊外に住んでいますが、神戸出身です。神戸は海と山に囲まれた狭い土地にたくさんの人たちが張り付いて暮らしている土地柄です。9月にこちらに初めて伺った際に、

広々とした街並みが美しくてため息が出ました。女満別空港に降り立ったのですが、こちらに伺うまで、女満別も訓子府の字も書けませんし、読めませんでした。今は、周りの人たちに漢字テストをして、「なんだ、知らないの?」と偉そうな顔をしています。

ご紹介をいただきましたように衆議院に 勤めておりました。衆議院も訓子府町議会 も同じ議会です。ただ、違う面もあります。 衆議院議員は選挙区の一人一人の有権者の 顔を思い浮かべることができませんが、訓 子府の議員はそれができるのではないでしょうか。少なくとも、自分に1票入れてく れそうな人の顔は思い浮かぶに違いありま せん。それが小さな議会の強みです。

自治体の議会では普通、選挙区というものはありませんが、少し前まで、事実上、各集落で1人ずつ代表を送るというようなことができました。議員定数が減るとなかなかそうもいかなくなりますが、これも特徴だろうと思います。

今回、議会基本条例を議会がつくろうとしているわけですが、「住民とともに歩く」ということと、「豊かで持続可能なまちづくりを目指す」ということを柱にしていると伺いました。「これはいいなぁ」と思って聞かせていただきました。

議会の役割は難しいことをいえば、いろいろとあると思うんです。しかし、私は一番大事なことは「コミュニティを維持すること」と「次の町のリーダーや世話役を育てること」だと思っています。それができるのは、訓子府の良さが分かっている町民の皆さんと、議員しかいないと思います。

偉い学者やエリート官僚がやってきて、 訓子府の良さを守り育てることができるか といえば、そんなことはない。できるのは、 良さが十分に分かっている皆さんだけです。

町長は極端にいえば、地元の住民でなく てもいいのです。法律上も住民であること は求められていません。ある意味、よいマネージャーであればいいのです。しかし、 議員は違います。法律上も住民でなければ ならないのです。だから、皆さんの代表が 議員なのです。

議会のイベントに出て、こんなことをいうと議会の皆さんに怒られそうですが、議会が町長の政策に YES/NO (イエス・ノー)を明らかにする場面は、本当はそれほど重要ではないのです。それぞれの議員が YES/NO を考える過程こそが長い目で見れば一番重要です。

議会基本条例は何かといえば、その過程を大事にしようということです。YES/NOを決める過程で、議員は、これからの訓子府のために何がいいのか、何を残すべきなのか、その優先順位を考えます。そして考えたことを町民の皆さんに伝えます。

国会議員ぐらい数がいれば、ある意味、 国会は国民の縮図になります。いろんな職 業の方もいますし、いろいろな考えの方が います。衆議院だけで465人もいるので すから、いろいろな地域や年齢の方もそろ っています。しかし、今、訓子府の議会に は10人の議員しかいません。議員の皆さ んは、がんばっていますが、本当は不安な のではないかと思うのです。議員として誠 実に仕事をすればするほど、不安になるは ずです。自分たち10人の意見が、全部の 訓子府の町民の考えを反映しているのか、 全部の地域や全世代の意見を代弁している のか、おそらく不安だと思うのです。だか らこそ、町民の声が聞きたいと思っていま す。議会基本条例で町民との連携を柱の一 つに据えた理由がそこにあるのであろうと 思います。

ぜひ、皆さん、知恵や声を議会に届けて ください。

もちろん町長も選挙で選ばれた代表です。 いろいろと力を尽くしてくれます。しかし、 町の政策というのは、時には、見栄えのしない幕の内弁当のようなものになってしまいます。焼き魚もある、卵焼きもある、煮物もある、お漬物もある、でも、何となく、特徴のないお弁当です。



それはなぜか、町の政策がいろいろな方 面の調整によって成り立っているからです。

ある市のゆるキャラの話です。水がきれいな街ということで水の妖精にしました。 しかし、江戸時代の小麦が有名なので手に小麦を持たせました。すると、市内の農産物は、そればかりではない、ニンジンやダイコン、ほうれんそうも有名ということで、ポケットを作ってそれを見えるようにしました。水の妖精なのだから、水にまつわるものをということで、川に生息する有名などじょうをカチューシャ代わりに額につけました。東京都に属しているので、都にも配慮して都のイチョウのマークもポケットにあしらいました。

どうです。こんなゆるキャラ、ゆるキャラグランプリで全く上位にいきません。

また、ある自治体でこんなことがありました。焼酎が有名なところで、地元の焼酎を、条例を定めて宣伝しようと思った。今、はやりの乾杯条例です。ところが、地元には地ビールを作っているお店もある、日本酒を仕込む蔵元もある、そんな声が寄せられて、結局は「地元のお酒で乾杯しよう」などとインパクトのない条例になってしまった。こんなときには町民の声を聴きつつ、メリハリをつけることが必要になります。さらにいえば、町が行政を行うには、国の考えや道の考え方も受け入れなければなりません。どうしても、訓子府らしさが出て

こない。結果として、訓子府らしさが消え、 どこにでもある幕の内弁当のような行政に なりがちなのです。

その一方で、町長1人では、声が小さい 住民や声なき声を十分に拾うことができま せん。その意味でも議会が必要なのです。

議会が中心になって、訓子府らしさを取り戻し、将来に引き継いでいくことが大切なのです。そのためには、町民の力が必要です。たった10人の議員が、全町民を代表するには、今日のように、議会に声を届けたり、議員と議論することが必要です。議会が町民参加の広場になれば、町民の知恵が議会を動かします。そして、その力が町の執行部を動かすことにもなります。住民の力が集まっていない議会は執行部から軽んじられます。届けた知恵や声を実現するためにもぜひ、議会に力を貸してください。

議会に皆さんが集まれば、皆さんは議会や議員からいろいろな情報や悩みをきくことになるでしょう。行政の情報や判断も知ることになります。そうした中で、町の悩みを自分の悩みにすることのできる人が育っていきます。それが、次のコミュニティのリーダーを育てることにつながります。

これは執行部サイドでの話ですが、数年前、ある市で自治基本条例のお手伝いをしていました。その市では市民数人を原案作りのメンバーに加えていました。自治基本条例自体は、市長と議会との対立のあおりを受けて成立しませんでしたが、原案作りをしたメンバーから市議会議員が数人誕生し、今では議会を引っ張っています。

町村では辛口の批判をする住民も多いですが、町のことをよく知っていますし、町のことを愛しているのが最大の強みだと思います。

ただ、最後にお願いがあります。「俺たち、 私たちが税金を払っているんだから」とい う発言や態度だけはやめてください。議会に対する意見というと、報酬が高すぎる、働きが悪いという意見が真っ先にでてきます。自分たちは税金を払っているのだから…、税金をもらっている議員はちゃんと働いてほしいということなのでしょう。こうした気持ちも分からなくもありません。

しかし、住民と議員の関係は、お店とお客様の関係ではありません。お店とお客様は極端にいえば、「お金の関係」です。たくさんのお金をいただくので、その分、大事にしてくれます。たくさんのお金を払ったのに十分なサービスが受けられないと、払ったお金に見合うサービスを求めます。

住民と議員はそんな関係ではありません。 極端な話、町議会を廃止して住民総会にしてもいいのです。議員は私たちの代わりに 私たちがするべき仕事をしているのです。 議員をさげすむことは選んだ自分たちを分は代表だからと町民の意見を聞かない議員、町民に耳障りのいいことばかり言って本れは当選させてはいけません。議会に参加してそうした議員がいたなら、その議員になって皆さん方が議員になってください。 初子府の大切なものを皆さんの手で将来に引き継ぐ、そのためにも議会に皆さんの知ます。

# シンポジウム

「くんねっぷの残したいもの」

コーディネーター 勢籏 了三氏

(北海道町村議会議長会参与)

シンポジスト

吉田利宏氏

久積 一二三氏

仁木 義人氏

北川 克良氏

工藤 弘喜氏

(議会基本条例研究部会長)

**勢籏** これから約1時間ほど、テーマ「町 民が参画する議会とまちづくり」としまし て、シンポジウム、意見の発表等を行い、 何かいいまとめが最後にできればいいなと 思っています。各テーブルで、ワーキング グループという形でいろと、このましたいものをテーマに話し合っていた だきました。それから議会とまちづくりと いうこと、今吉田さんに議会基本条例を中 心とした全国の事例などをお話ししてとを題 材に、住民の方3人が代表としてここの演 壇に来ていただいていますので、それぞれ 意見を述べ合っていただきます。

「まちの残したいもの」がまとまっています。まず、「特産品」。具体的にはメロン、すずらん味噌、西山タマゴ、菅野はちみつ、ミルククラウン、夢ミール。次に子ども、農業、訓子府という名前、子どもが帰ってくる町(環境も)とあります。病院・老人施設、交通網(バス)、商店、高校、働く場所、農村風景(景観)、古くて良いもの(例えば神社など)、人・マンパワー・後継者、子育ての環境、イベント、パークゴルフ、レクリエーション公園、花嫁対策、最後に安心できる町。これらを題材に、意見交換をしていきます。

**仁木** 私は、商店街や街並みだと思っています。子どもがいますので、子育ての環境、若い力を残していかなければいけないのではと考えました。そこで、自分の中で何が一番訓子府の中で残さなければいけないかかというと、地元を愛する「郷土愛」、これを残さないと訓子府は発展、持続していかないのではと思います。11年前に訓子府に戻ってきたのですが、東京で結婚して子どもが生まれたとき、どこで子どもを育てようかと夫婦で話し合った結果、自分が育ってきた訓子府で同じように子どもを育てたいという気持ちになりました。

久積 私は37年前、縁あって玉ネギ農家に嫁ぎ、子育て、農作業をやってきました。 農家の中で家族と力を合わせて仲良く仕事に取り組む姿勢が簡単なようで、どれだけ大変かを考えさせられました。時代の変換、目まぐるしく、今は携帯で情報交換、農業経営の方針も親と子が向き合い指動ももとが少なく、これからの農業情勢もたちが少ます。そうした中で孫や子どもなります。そうしたいと思ってもとふるさとに行けるよう、人と人のつながりを大切にしたいと思います。訓子府にしたいと思っています。

北川 私は、レクリエーション公園にある「関係空間」の作品を将来に残してほしいと思います。大切に扱っていると塗料が変化して日本人の好きな「わび・さび」が出て町外から人も集まり、町が活性化するかもしれません。先日、津野町に行ってきましたが、農村歌舞伎、廃校になった小学校を利用した食事処など、そこに住んでいる人が誇らしげに話し、生きがいも感じられました。ふるさとを大切にする心を残してほしいと思います。

**工藤** 私は、農業だと思いました。それと付随して豊かな大地をずっと残していくことが訓子府を残す大きな力になっていくのではと思いました。私は、最初、農業をしていきたいとは思わなかったのですが、本気にさせてくれたのが青年団や社会教育、農業をやっている仲間でした。物事を横から見たりしてはいけない。それだったら見つかるから見たりと叱咤激励され、時には泣いたりとれないと叱咤激励され、時には泣いたり笑ったりしながらやってきました。それを支えていることだと感じました。それを支えている訓子府、環境も含めて大事にしていくこと

が私たちの務めで、議員としてもそうですが、次代に伝えていかなければいけないことかなと思います。

**吉田** 私はうらやましいなあと聞いていました。星の王子様のお話の中で「大切なものは目に見えないんだ」とありますが、皆さん一人の中ではしっかりと大切なものが見えているのではと思いました。そうした町民の皆さんに支えられて、これからの議会はうらやましいと思いました。大切なものというと、どうしても身近なもの、すぐ必要なものって思いますが、皆さんのお話の中では環境も含めて町を象徴するものを大切なものに挙げられるのは、うらやましいです。

勢籏 全く私も同じでうらやましい限りで すね。足元にある宝は見つけにくいのです が、視点を変えれば、こんなにいいものが あります。もちろんまだまだ満足できない ものもあります。今回、基本条例を議会が つくろうとしていますが、この趣旨は、議 会は住民とともに歩むということなのです。 訓子府にとって大切なものを未来に残すた めには豊かで持続可能なまちづくりを目指 すことです。この条例では町民との連携を 大きな柱に据えています。議会に町民の知 恵や声を届けて議会に力を貸してあげてく ださい。議会をよくするのも悪くするのも、 議会を育てるのは住民の皆さんです。議会 に対してもいろいろな批判、不満もあるで しょうが、まちづくりにみんなが参加しな ければ良い町はできません。これが、地方 自治の基本は住民自治と言われる所以だと 思っています。4年に一度の選挙、改選の ときだけ盛り上がります。でも多くのとこ ろでは、選んだあとは、「あと4年は頼んだ ぞ」と、「あとは知らないよ」という態度か、 選んだけれども、任せないというような態 度があり、民主主義が危うくなっている部 分は少なからずあって、その一つがなり手

不足に表れているような気がします。議会を突き放さないでください。批判も一つの意見で、議会はそれを真摯に受け止めなければならないと思います。これからも議会の一挙手一投足、それを温かい目で見守っていただきたいと思います。



## 質疑・意見

意見 訓子府に残したいもの、といったときに、いかに自分が訓子府のことを知っているかという自覚が必要なのでは。例えば神社の木にフクロウの巣があります。メウンを作るなり手が少ないということを知っている町民が何人いるのか、そういうことを正確に知った上で訓子府に何があって何を残したいのか、取捨選択しないと。何でもかんでも残そうとしてもないと。何でもかんでも残そうとしてもしいのでは。議会の人は、町民の意見を聴く場があったりするので、そういう時に意見を拾って訓子府に残したいものなどをみんなに還元してほしい。

**工藤** 確かに何でもかんでも残そうということにはならないと思います。訓子府を知るということと同時に何を残せばいいのかという取捨選択も含めて、議会・議員がどこまで議論をしているのか、というところが大事になっていくのではないのか。これからの訓子府をどうしていくのかという問題を、議員間でのやりとりが少なかったのではないか。議会と言えば町長と、執行機関とやり合うことがメーンとなってしまう。もちろん大事なことだが、これからの議会

のありようを考えると、そうしたことをど う政策提言できるのか、予算をどうするの かという問題も含め議員同士の話し合いが 求められる時代に入ってきていると思いま す。そうならなければならないし、それが 今進めている議会改革の一つでもあると思 っています。

**勢籏** 昨年、議会が実施したアンケート調査ではわかりやすい情報公開を議会に求めている方が多いですね。行政の情報が議会でストップしていることが多い。やはり町民に共有したいという意識があるのではないでしょうか。議会だよりの発行が年4回では物足りない。他町のように毎月発行に切り替え、こまめに情報を全世帯に伝えるなど、訓子府も議会改革の一つとして今後も取り組んでいただきたいと思います。

意見 訓子府の残したいもの、なかなか思い浮かばなかった。町内の建物1軒1軒、畑1枚1枚が訓子府で、町民一人一人が訓子府です。訓子府を残すということは、訓子府の未来を残すことではないかと。訓子府で育って進学などで町を離れた子どもたちが訓子府に帰ってきて住むというシステムが大事かなと思います。議会の皆さんには少しでも未来を見てほしいと思います。

意見 訓子府の残したいもの、やはり農業というのは残さなければ。先ほどの子どもが戻ってくるようにと、どこに職業があるのか、農業以外にないんです。農業をどういうふうに活性化していくか。農業の中から文化を作っていく。議会というのは議論するところで、いろいろ議員の中で話し合いすることができたと。これは画期的です。文化は町民が作り上げたものが残る。その一つとして農業をどう育て、後継者をどう育てるか、魅力的なまちにつなげていくこと。

**勢籏** 「くんねっぷの残したいもの」で、 いろいろ出されましたが、どれが一番残し たいものとか優先順位を付けるものではなく、たぶん根底には郷土愛というものがあって、順番なんかつけられないよという思いがあって熱き心を語っていただいたと思います。今日の議論が今後の議会にどう反映されていくのか、引き続き皆さんに見守っていただきたいと思っています。



# シンポジウムのお礼

11月19日に開催しました議会報告会・議会改革シンポジウムに大勢の方の参加をいただき、厚くお礼申し上げます。

本町議会の議会基本条例制定に向けた 議論経過も踏まえ、町民の皆さんのご意見 を聴く場の一つとして例年の議会報告会 と併せシンポジウムを開催させていただ きました。

議会にとりまして大変実り多いシンポジウムだったと思っています。基本条例の柱の一つであります、情報公開や町民の声を聴く場の確保などについての大切さをあらためて認識いたしました。

今後とも議会に対し、ご意見等お寄せい ただくことをお願いし、お礼とさせていた だきます。

誠にありがとうございました。

訓子府町議会 議長上原豊茂

# 議会活性化研修会

第2回議会基本条例研修会を開催 平成29年11月18日

第2回議会基本条例研修会を開催しました。 た。

本町議会が制定をめざしている議会基本 条例素案の点検・修正について、9月に続 き元衆議院法制局参事の吉田利宏氏を招き、 開催しました。

吉田氏は、条文の文言やその解釈についての指摘をしながら修正などを指導しました。また、法律や他の条例と照らし合わせた整合性についても指摘されました。

議会では、研修後に素案を確定させ、今 後、提案に向けての議論をしていきます。



#### 意見公募のお礼

訓子府町議会基本条例「素案」への意見 公募(パブリックコメント)を11月27 日から12月26日まで実施しました。

さまざまなご意見をいただきました。ご 意見に対する検討結果などの回答は、1月 中に町ホームページ等で公表させていただ きます。

なお、条例素案に関する意見公募は終了 しましたが、議会に対するご意見等は随時 受け付けておりますので、お電話やメール 等でご連絡ください。

議会事務局(電話 47-2184)

gikai@town.kunneppu.hokkaido.jp